

# わでな

広報

嘉手納を知ればおもしろくなる！ 生活を楽しむための広報紙

## Worldwide Kadenanchu

### 第7回 世界のカデナンチュ歓迎の夕べ

November 2, 2022

The 7th Worldwide Uchinanchu Festival



嘉手納町LINE公式アカウント  
友だち募集中！



@kadenaで検索！

嘉手納町の人口(令和4年10月末日現在)  
男:6,393人 女:6,806人(5,640世帯)  
合計:13,199人 前月との比較(-14人)  
●出生/14人 ●死亡/16人  
●転入/25人 ●転出/37人

嘉手納町が  
QABデータ放送を  
始めました！



詳細は左のQRコードを  
スマホでチェック！



住民票や  
所得課税証明書などは  
コンビニで！

サービスの利用には  
マイナンバーカード  
が必要です。



# Kadenanchu

## ナンチュ歓迎のタベ

2, 2022

### Uchinanchu Festival

こちらから動画が  
ご覧になれます >>>



第7回世界のウチナンチュ大会が、10月31日から11月3日まで開催され、多くのウチナンチュ達が来沖しました。嘉手納町では、本町出身者や関係者を歓迎する第7回世界のカデナンチュ歓迎のタベを11月2日に開催し、30名の県系人が参加しました。カデナンチュたちは、町内の視察や歴史民俗資料室の見学を行いました。その後、沖縄のお菓子と呈茶を楽しみ、歓迎のタベに参加しました。歓迎のタベで披露された、嘉手納町の伝統芸能に、カデナンチュたちは楽しんでいました。ラストのカチャーシーを、会場のみinnで踊り、最高のフィナーレとなりました。





# Worldwide



第7回 世界のカデ  
November  
The 7th Worldwide



# マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月から一部の医療機関・薬局の窓口で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。この制度に関する、よくあるご質問等について下記のとおりまとめました。

デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。



Q 1

マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

A 1

マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。



Q 2

マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A 2

現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の設置が進んでおり、2023年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。

なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるということはありません。



Q 3

マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

A 3

紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに1~2か月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。

このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。



**Q 4** マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。

**A 4** 今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。マイナンバーカードは、持ち歩いて使ってください。

持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は、24時間365日フリーダイヤル(0120-95-0178)で受け付けておりますので、利用を一時停止してください。



なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっておりますので、悪用することもできません。ご安心ください。

**Q 5** マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。

**A 5** 大丈夫です。マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。オンラインで利用する時にも、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。



**Q 6** マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いです。

**A 6** マイナンバーカードのICチップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。マイナンバーカードのICチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、ICチップから不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっておりますので、ご安心ください。



**Q 7** マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。

**A 7** マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。

ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができない仕組みとなっております。

業務上の必要があって、行政機関間であなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルのあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますのでご安心ください。



デジタル庁HP 「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」>>>  
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>



マイナンバーに関するお問い合わせ

0120-95-0178

《平日》午前9時30分～午後8時 《土日祝》午前9時30分～午後5時30分

※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

【この記事の問合せ先】 総務課 行政係 TEL：956-1111(内線 229)



# 財政状況

嘉手納町財政事情書の作成及び公表に関する条例に基づき、令和4年度上半期の財政事情がこの程公表されましたので、その概要を次のとおりお知らせいたします。

「財務公表」は、本町の財政がどのように運営されているかを町民の皆さまに知っていただくために半年に一回行っております。財政事情書の内容について詳しくお知りになりたい方は、嘉手納町役場 企画財政課（TEL 956-1111 内線 235）までお問合せください。

## 特別会計

### 歳入

国民健康保険	予算現額	1,968,466千円
	収入済額	1,137,262千円
	執行率	57.8%
後期高齢者	予算現額	271,063千円
	収入済額	124,825千円
	執行率	46.1%
水道事業	予算現額	793,725千円
	収入済額	146,695千円
	執行率	18.5%
下水道事業	予算現額	440,962千円
	収入済額	153,688千円
	執行率	34.9%



### 歳出

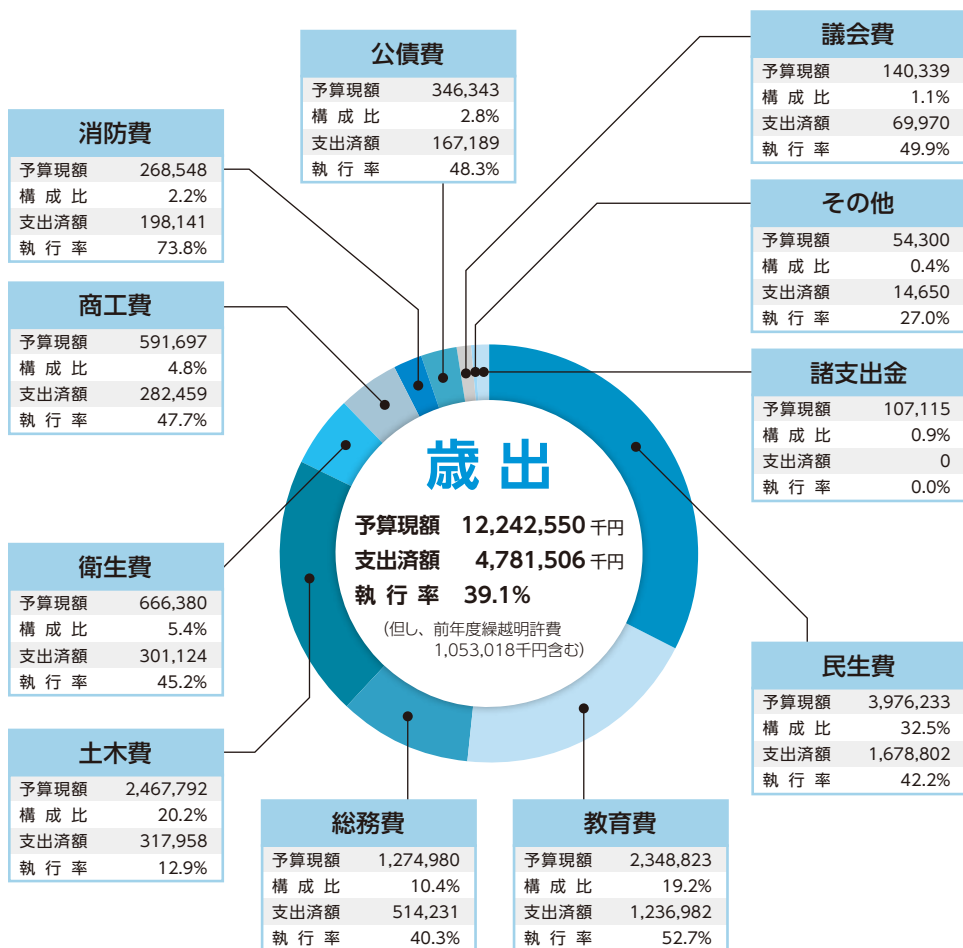
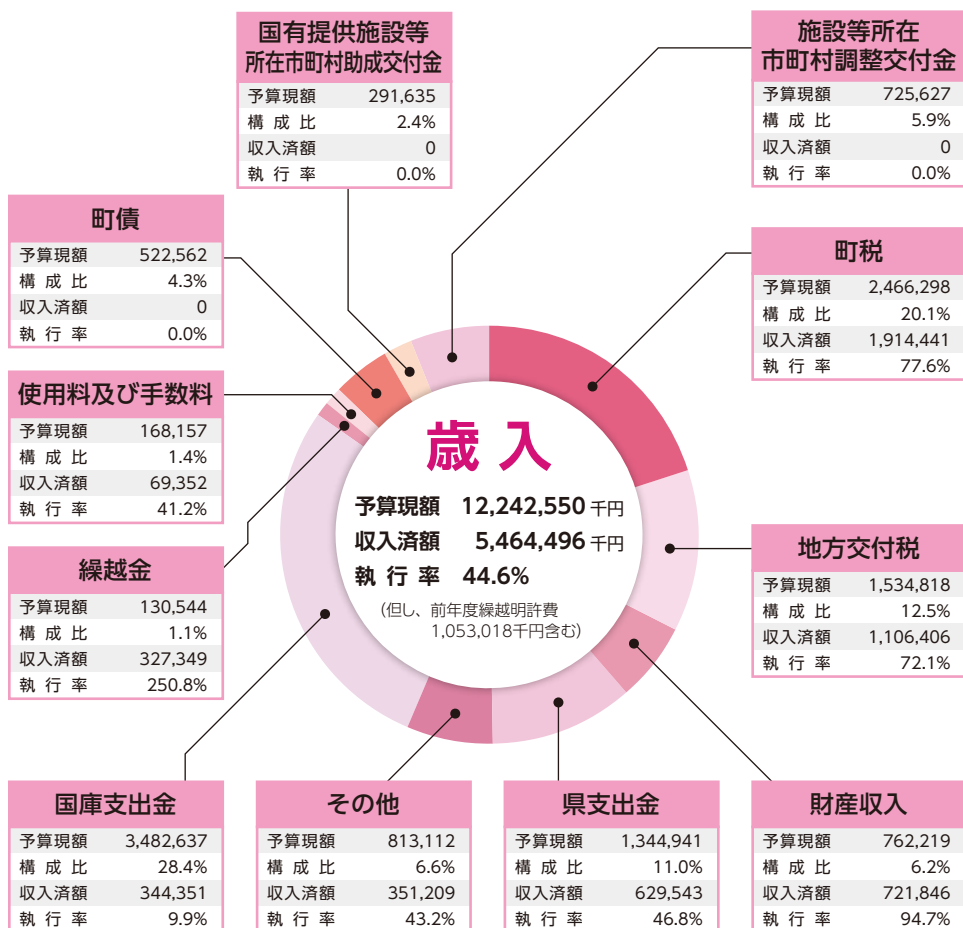
国民健康保険	予算現額	1,968,466千円
	支出済額	818,014千円
	執行率	41.6%
後期高齢者	予算現額	271,063千円
	支出済額	86,030千円
	執行率	31.7%
水道事業	予算現額	1,026,631千円
	支出済額	112,695千円
	執行率	11.0%
下水道事業	予算現額	440,962千円
	支出済額	133,698千円
	執行率	30.3%

## 地方債の現在高

地方債の現在高	
一般会計	2,248,250,650円
下水道事業会計	669,821,258円
上水道事業会計	0円

# 一般会計

(単位：千円)



## 町有財産の現在高 (一般会計分)

① 土地  
2,027,672.92㎡

② 建物  
125,877.55㎡

③ 車両  
46台

④ 基金  
12,226,552千円

内訳

財政調整基金  
5,755,565千円

減債基金  
763,901千円

地域振興基金  
355,103千円

農林同窓会人材育成基金  
50,000千円

公共施設等整備基金  
4,091,490千円

特定防衛施設周辺整備  
調整交付金事業基金  
824,664千円

地域福祉基金  
185,829千円

人材育成基金  
200,000千円

⑤ 債権  
27,861千円

⑥ 出資による権利  
113,098千円

⑦ 有価証券  
43,733千円

10/19 寄附金贈呈式  
大永建設工業株式会社



大永建設工業株式会社より人材育成会へ100万円の寄附がありました。大城哲也社長は「おもしろてつや本社は今年で50周年を迎えることが出来ました。嘉手納町にお世話になったという思いが強く、恩返しをしたいと、人材育成、教育の振興に寄附をすることで、優秀な人材を輩出し、町づくりに貢献出来るとの考えから今回の寄附に至りました」と話しました。

とうやまひろし當山宏町長は「大永建設工業さんには、これまで本町の公共施設の整備事業で大変お世話になっております。人材育成は本町の重要な事業として、これまでも取り組んできました。これらに要した予算は大永建設工業を始め、みなさんの本町への寄附が不可欠でした。心より感謝申し上げます」と感謝を述べました。

10/20 法務大臣からの感謝状授与を報告



平成21年から約13年間、嘉手納町人権擁護委員を務めあげた仲宗根敏明氏なかのね としあきがその功績に対して法務大臣より感謝状を授与されたことを、報告に訪れました。

とうやまひろし當山宏町長は「人権擁護委員の活動は、人々の尊厳である人権を守る重要な活動です。これまで、長年にわたり、活動して頂き心より感謝いたします」と感謝を述べました。仲宗根氏は「小学生や中学生に対して、人権に関する取り組みを実施してきたことで広く人権について周知することが出来ました。人権を守る活動は、決して一人では出来ません。これからも、町からの人権擁護員への継続的な支援をお願いします」と話しました。



# 嘉手納の話題

Kadena topic

10/14 ゆがふう塾 最終報告会を実施



中部9市町村の職員が、研究テーマを通して地域の課題を発見し、共同調査研究することで、今後の地方自治の発展に繋げることを目的に実施される、ゆがふう塾の最終報告会が、かでな未来館にて行われました。

今年度は嘉手納町を研究テーマとして開塾され、入塾した17名の各市町村職員がさまざまな課題や解決案を発表してくれました。みやひらしげはる宮平栄治ゆがふう塾塾長は「塾生の皆さんは各市町村の、今後の振興発展の中心を担っていく職員になって欲しい」と話しました。

10/28 ハロウィンで来庁



第三まきら保育園kadenaの園児が、ハロウィンにちなんだ衣装をして、嘉手納町役場の子ども家庭課を訪れました。園児は「僕たち私たちのためにいつもありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願ひします。トリックオアトリート!」と可愛らしいおまじないと挨拶を行い、お菓子のプレゼントを頂いて喜びました。



## 10/20 貴重な沖縄関連書籍を寄贈



沖縄の文化に関する、調査研究に取り組んでいた故・伊禮博氏のご遺族が沖縄関連書籍を嘉手納町へ寄贈しました。生前、球葉の緑化推進協会としても活動していたため、同協会員より、伊禮氏の出身地である嘉手納町への寄贈をと、ご遺族へ提言して頂いたことにより実現しました。比嘉秀勝教育長は「これらの文献は、現代を生きる我々が昔を知るための数少ない貴重な資料となっています。寄贈頂いた書籍は、町民のみなさんにも親しんで頂けるような方法を検討します」と感謝の思いを話しました。

## 11/2 寄附金贈呈式 渡口彦信氏



渡口彦信氏より自身のカジマヤーを記念して、人材育成会へ50万円の寄附がありました。渡口氏は「生まれは本部町の備瀬だが、嘉手納は第2の故郷。嘉手納で大きく育ててもらった。沖縄戦で生き残り、亡くなった戦友、学友がいる。これまでも、慰霊という形で携わり、可能な限り活動してきた。寄附を町のために使ってほしい」と思いを話しました。

當山宏町長は「カジマヤーの記念として多額のご寄附下さり心より感謝申し上げます。渡口氏におかれましては、これまでも機会あるごとに多額の寄附をさせていただいており、そのご厚情に改めて厚くお礼申し上げます。今回頂いたご寄附については、本町の将来を担う人材の育成のために有効に活用してまいります」と感謝を述べました。

## 10/25 人権の花苗植え付け式



嘉手納小学校にて「人権の花」運動における苗等の植え付け式が行われました。「人権の花」運動は全国の人権擁護委員会協議会と、法務局により始められた人権啓発活動です。子供たちが協力して、花を育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としています。植え付け式では6年生が参加し、各クラスの代表が苗等の植え付けを行いました。

當山宏町長は、「いじめは、人の基本的人権が守られないことにより起こります。誰もが幸せに生活できるように、この運動を通して命の尊さ、相手への思いやり、基本的人権を尊重する正しい心を身につけて欲しいです」と話しました。

## 10/25 ドラフト1位指名を報告



2022年プロ野球ドラフト会議で、中日ドラゴンズから1位指名を受けた仲地礼亜選手(沖縄大学)が當山宏町長に報告に訪れました。仲地選手は読谷村出身、嘉手納高等学校の卒業生で、沖縄大学に進学し、練習に励んでいました。「自分が1位指名を受けるとは思ってもいなかった。食事面で家族のサポートを受けながら、厳しい練習に取り組んだ成果が出ました。チームの勝利に貢献できる選手になります」と意気込みを語りました。當山町長は、「県内の大学でドラフト1位指名を受ける選手が出たことは、プロ野球選手を目指す子ども達にとって新たな選択肢を築いてくれた。チームの主力として活躍して頂き、これからも、道を切り拓いて頂きたい」と激励の言葉を送りました。



生活情報

## ■ 嘉手納町で事業を行っている（会社・個人事業主）のみなさまへ

固定資産税にかかる償却資産は、毎年、申告が必要です。

**申告期間** 令和5年1月4日(水)～1月31日(火) ※土、日、祝日を除く

**申告場所** 税務課 資産税係

※[eLTAX]を用いたインターネットでの申告も可能です。詳細は、eLTAXのホームページをご覧ください

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となっており、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日時点で所有している償却資産について申告していただくことになります。(地方税法 第383条【固定資産の申告】)

申告用紙は、昨年度申告いただいた法人・個人事業主の方には、12月中に送付する予定です。まだ一度も申告していない方や新規に事業を始めた方は、ご連絡をお願いします。

### ○償却資産とは??

法人(会社)や個人が事業のために所有している構築物・機械装置・船舶・器具備品等をいいます。

- ①構築物(広告塔、舗装路面、フェンスなど)  
建物附属設備(家屋として課税されるものを除く)
  - ②機械及び装置(旋盤、ポンプ、食料品機械、太陽光発電設備など)  
※太陽光発電設備
    - ・個人(住宅用)で発電出力が10kw以上
    - ・個人(事業用)または法人(発電出力は問わず)
  - ③船舶
  - ④航空機
  - ⑤車両及び運搬具(貨車、客車、トロック、大型特殊自動車など)
  - ⑥工具、器具、備品(測定工具、パソコン、エアコン、冷凍・冷蔵庫など)
- などの事業用資産です。

※注意:廃業、解散、町外移転によって該当資産がない場合も、必ず提出してください

**お問い合わせ** 税務課 (償却資産担当) TEL: 956-1111 (内線136)

eLTAXの  
ホームページ >>>



## ■ 令和5年度の町・県民税申告も予約制になります

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、嘉手納町役場にて受付する令和5年度(令和4年分)住民税申告を今回も**予約制**にて受付いたします。

**電話予約受付期間** 令和5年1月13日(金)～2月15日(水)

※電話予約受付期間後に予約する場合は、申告会場(嘉手納町役場エントランスホール)で受付いたします。(当日の状況により待ち時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください)

**申告受付期間** 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)

※詳細に関しましては、広報かでな令和5年1月号にチラシを折り込みますので、ご確認ください

**お問い合わせ** 税務課 税務係 TEL: 956-1111 (内線132)

## 嘉手納町子ども医療費助成事業 令和5年4月診療分より対象年齢を18歳まで拡大します

嘉手納町では「中学生まで」だった嘉手納町子ども医療費助成事業の対象児を、令和5年4月診療分から「18歳に達する最初の3月31日まで」に拡大します。

### 対象児(令和5年4月より適用)

- ・嘉手納町に住所があり、0歳から18歳(18歳に達する最初の3月31日)までの子ども
- ・健康保険加入者

上記の両方に当てはまる方が対象となります。

※就労、婚姻をされている方、学校に通われていない方も対象となります



### 対象拡大に伴う変更手続き

令和5年4月から  
高校生相当年齢になるお子さま  
※平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ

#### 手続きが必要です。

12月中旬に案内文書と申請書を発送いたします。  
申請された方には3月下旬に新たな嘉手納町子ども医療費助成金受給資格者証(ピンク色)を発送いたします。  
詳しくは案内文書をご確認ください。

嘉手納町子ども医療費助成金受給資格者証  
(ピンク色)を既にお持ちのお子さま  
※現在の中学3年生を除く

#### 手続きは不要です。

3月下旬に新たな嘉手納町子ども医療費助成金受給資格者証(ピンク色)を発送いたします。



対象年齢以外の助成内容に変更はありません。  
制度の詳しい内容については、右のQRコードから  
町ホームページ「嘉手納町子ども医療費助成事業」をご確認ください。



詳しくは  
こちら>>>

お問い合わせ 子ども家庭課 母子保健係 TEL: 956-1111 (内線159)

## 教えて！国民健康保険 vol.215

### ○一部負担金の減免・徴収猶予とは

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の支払が困難な場合に、申請により免除又は徴収猶予を受けられる制度です。

**対象となる世帯** 過去1年以内に次のいずれかに該当したことにより生活が著しく困難となり、かつ、療養見込期間が3か月以内であるとき。

- ①災害等により死亡、若しくは重大な障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき
- ②風水害等による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少したとき
- ③事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
- ④その他上記に類する事由があったとき

※国民健康保険税を滞納していない世帯が対象となります

**減免等の基準** 世帯の収入認定月額が、基準生活費(生活保護法による保護の基準に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の月額基準額の合算額)の136.5%以下のとき、全額免除、5割減額、又は徴収猶予となります。くわしくは、下記までお問合せください。

**減免等の期間** 減 免…申請月から3か月以内  
徴収猶予…申請月から6か月以内

減免・猶予を受けるには申請が必要です。  
町民保険課までご相談ください。



### 【国保夜間・休日窓口のお知らせ】

**夜間窓口** 12月8日(木)・令和5年1月12日(木)午後8時まで

**休日窓口** 12月25日(日)・令和5年1月22日(日)午後1時～5時

お問い合わせ 町民保険課 国民健康保険係 TEL: 956-1111 (内線162・163)

## ■ 生ごみの分別回収の実証実験をします!! 令和4年12月 ～ゴミ減らし作戦～ 生ごみ編

生ごみの分別回収を2週間だけ実施します。実施期間は12月12日(月)から12月23日(金)までとなります。

配布いたします回収袋を利用していただき、燃えないごみで使用しているカゴなどに入れてお出してください。

今後のごみ減量化対策を検討するために、生ごみ分別回収への参加率、分別回収後の生ごみを堆肥化した場合の成分などのデータを得ることを目的として実証実験を行います。

多くの皆様の御協力をお願いします。

お問い合わせ 産業環境課 環境衛生係 TEL: 956-1111 (内線151・152)

## ■ 年金だより 産前産後期間 保険料免除制度について

国民年金第1号被保険者が出産を行った場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。免除された期間は、老齢基礎年金の「保険料納付期間」として計算されます。



### 保険料が免除される期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日以上分娩(早産・死産・流産及び人工妊娠中絶を含む)をいいます

### 申請時期

出産予定日の6か月前から届出ができます。なお、届出の期限がないため、納付期限から2年経過後に届出した場合でも、産前産後免除期間の保険料は免除されます。

### 届出に必要なもの

○マイナンバーカードまたは年金手帳、運転免許証等

○出産前に届出する場合……母子健康手帳等、出産予定日等を明らかにすることができる書類

○出産後に届出する場合……母子健康手帳等、出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

○死産等により届出を行う場合……母子健康手帳、死産証明書等、死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

お問い合わせ 町民保険課 住基年金係 TEL: 956-1111 (内線141・147)

## ■ 感染症を予防し、今年の冬を乗り切りましょう! 新型コロナ・インフルエンザへの対策は十分ですか?

## 保健師だより

気温が低く空気が乾燥する冬は、ウイルスの活動が活発になる季節です。これまでの2年間は、インフルエンザの流行が抑えられていたことによりインフルエンザに対する免疫を獲得している人が少ないといわれています。そのため、今年の冬はインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行が懸念されており、感染対策が一層重要となってきます。

感染予防の基本は、新型コロナウイルスもインフルエンザも同じ接触感染・飛沫感染に対する対策と、新型コロナウイルスについてはエアロゾル感染への対策が重要です。

- ・対策① 石けんによる手洗いや手指の消毒をこまめに行いましょう
- ・対策② 人と会話する際には距離を十分(2メートル)にとり、日ごろから咳エチケットを心がけ、人が集まり会話をする場合は**不織布マスク**をつけましょう
- ・対策③ 空気中のウイルスを減らすため、こまめな換気と室内の乾燥を防ぎましょう。暖房器具を使っている場合、部屋の対角線上の2方向の窓を少しずつ開けると効果的です
- ・対策④ ワクチンを接種することは、発症予防・重症化予防に有効です。流行前に接種を検討しましょう



感染予防対策を行うとともに、日頃からバランスのとれた食事と休養を心がけ、体調管理を行って冬を元気に乗り切りましょう。

《もし、新型コロナやインフルエンザが疑われる症状があったら…》

体調がよくないときは外出や人ごみに出るのを控え、休養をとりましょう。お子さんや妊婦、高齢者や基礎疾患のある人は、発熱外来やかかりつけ医を受診しましょう。

流行時には医療機関のひっ迫も想定されることから、新型コロナウイルスの医療用抗原検査キットを備えておく事で、受診の判断に役立ちます。事前に医療用抗原検査キットや解熱剤、食料品などを備えておく事も検討しましょう。



お問い合わせ 町民保険課 健康予防係 TEL: 956-1111 (内線155)

## ■ 嘉手納町夜間、休日相談窓口のご案内

嘉手納町地域包括支援センターでは、介護に関する相談や高齢者の保健・福祉に関する相談に対し24時間体制で対応することを目的として夜間、休日の高齢者相談窓口を開設しています。どうぞお気軽にお問合せください。

また、高齢者虐待の防止、早期発見のため虐待を受けている高齢者や虐待と思われることを発見したとき、高齢者に気がかりなことを感じたときには、相談窓口までご連絡ください。みなさまのご協力をお願いいたします。

※相談内容や相談者の個人情報については秘密を厳守しますのでご安心ください

### 相談窓口

#### 嘉手納町地域包括支援センター

◆平日(月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分  
住所：嘉手納町字嘉手納 588 番地 嘉手納町役場 1F  
電話：956-0849

#### 社会福祉法人 幸仁会 特別養護老人ホーム 比謝川の里

◆夜間、休日  
(夜間:午後5時15分以降、土、日、祝祭日:24時間対応)  
住所：嘉手納町字久得 242 番地 2  
電話：957-3000

### 地域包括支援センターとは

高齢者のみなさんが住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービスの相談や調整に応じる機関です。高齢者に関する相談に対し、適切な機関と連携して解決に努めます。

お問い合わせ 地域包括支援センター TEL：956-0849

## ■ 価格高騰緊急支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額 1世帯あたり5万円

給付金の支給時期 嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です

申請期間 令和5年2月28日(火)まで

支給対象と申請の有無 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和4年度  
「住民税均等割が非課税」の世帯

嘉手納町から12月頃に  
確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書  
が送付されます。

令和4年1月～12月の収入が減少し  
「住民税非課税相当」の収入となった世帯  
(家計急変世帯)

申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

【申請書配布先】嘉手納町役場福祉課

お問い合わせ 福祉課 社会福祉係 TEL：956-1111 (内線128) 受付 平日午前9時～午後5時

## ■ 嘉手納町の水道水の安全性(有機フッ素化合物：PFOS等)について

嘉手納町の水道水は沖縄県企業局石川浄水場より受水しており、水道水の有機フッ素化合物(PFOS等)について問題ありません。

沖縄県企業局では、有機フッ素化合物(PFOS等)について、国の暫定目標値の50ng/L(PFOSとPFOAの合計値)以下を遵守した水質管理及び浄水処理をおこなっています。

嘉手納町においても沖縄県企業局と協力し、安心・安全な水を町民及び利用者の皆様へ供給してまいります。詳細につきましては、右記の沖縄県企業局のホームページをご覧ください。

お問い合わせ 上下水道課 水道施設係 TEL：956-1111 (内線：174・175)

詳しくは  
こちら >>>



## 令和5年度に認可外保育施設等をご利用予定の保護者のみなさんへ ～「認定」はうけましたか？～

※既に令和5年度の保育所等(保育所、認定こども園など)入所申込を行った方は手続き不要です!

令和5年度「施設等利用給付認定」の申込ついて、下記のとおり行います。

「保育の必要性の認定」に該当する世帯で、認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)を利用する皆さんは、必要書類をご準備してお申込みください。

**書類配布** 令和5年1月10日(火)より

**配布場所** 子ども家庭課 保育支援係(役場1階)

**申込期間** 令和5年1月16日(月)～30日(月)※(土日祝日除く)

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分【正午～午後1時は除く】

**受付場所** 子ども家庭課 保育支援係(役場1階)

※申込期間後も随時受付を行います。令和5年4月2日以降においては、受付した日から無償化の対象となりますので、ご注意ください。

(例)令和5年4月21日に受付された場合は、4月21日から無償化の対象となり、4月分は日割り計算により無償化の対象額を算出します。

### 注意事項

- 認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の利用料を無償上限額内で無償化対象とする場合は、「保育の必要性の認定」が必要です。
- 「保育の必要性」の認定要件には、保護者の状況(就労、妊娠・出産など)に応じた確認書類の提出が必要となります。(詳細は配布資料内に掲載あり)
- 就労は、月64時間以上の勤務が必要条件となります。
- 前年度より継続で無償化の対象となることを希望する場合も、認定申込みの手続きは必要です。
- 認可外保育施設利用における無償化の対象者と無償化上限額は下記のとおりです。

対象者 ※1	利用料 ※2
3歳児～5歳児クラス	月額37,000円 まで無償
0歳児～2歳児クラス(市町村民税非課税世帯のみ)	月額42,000円 まで無償

※1 認可保育所、認定こども園(2・3号認定)、地域型保育事業所(小規模保育、事業所内保育等)、企業主導型保育事業所をご利用の場合は、対象外となります(併用不可)。

※2 無償上限額内であれば、施設の利用料以外に、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を含めることが出来ます。

**無償化の対象は「利用料」となります。給食費や延長保育料、行事費等は対象外となります。**

**お問い合わせ** 子ども家庭課 保育支援係 TEL:956-1111 (内線123)

## マイナンバーカードの時間外交付を行います。

### マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカード申請期限は12月末まで!

お仕事などで平日の開庁時間に役場へご来庁できない方は、時間外交付をご利用ください。受取については、**事前に予約が必要です。必ずお電話にて事前予約**をお願いします。

※交付については、マイナンバーカードを申請後、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(ハガキ)を送付している方が対象です

※マイナンバーカードの受け取りは、**必ずご本人**がお越しください。代理受け取りは、厳格な条件を満たさない限り認められていません。詳しくは、お電話等でお問合せください

**日時** ・12月15日(木) 午後8時まで ・12月25日(日) 午前9時～午後1時まで  
・12月30日(金) 午前8時30分～午後5時15分

マイナンバーカードの申請・交付に際して来庁が困難な方は、職員が自宅等へ出張します。お気軽にご相談ください。

※夜間交付・休日交付の来庁は、役場東側入り口をご利用ください

**ご予約・お問い合わせ** 町民保険課 住基年金係 TEL:956-1111 (内線141・144)



## 令和5年度就学援助のお知らせ

嘉手納町では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対し、義務教育に必要な学用品費等の教育費の一部を援助する制度を設けています。

就学援助を希望される保護者は、在籍する学校または嘉手納町教育委員会教育指導課より申請書を受け取るか、ホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入の上、関係書類を添えて申請してください。

### 援助対象の方

- ①生活保護法の規定による保護を受けている世帯(要保護世帯)
  - ②生活保護法による保護を受けていないが、要保護に準ずる程度に困窮していると認められた者で、次のいずれかに該当する世帯(準要保護世帯)
    - (ア)前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
    - (イ)前年度において、同一生計にある者全員が市町村民税所得割非課税(税額が0円又は均等割のみ課税)である者
    - (ウ)当該年度において、児童扶養手当法に規定する児童扶養手当を受給している者
- ※上記に該当しないが、特別な事情により就学援助を希望する方、嘉手納町立学校以外の小中学校に通学(入学を予定)しており就学援助を希望する方は、嘉手納町教育委員会教育指導課へご相談ください

### 申請に必要な書類

区分	必要書類	備考
要保護	①就学援助申請書(兼委任状)	各学校又は教育委員会にてお取りください。ホームページからもダウンロード可能です。
	②生活保護証明書	『生活保護証明書』は中部福祉事務所での取得となります。
準要保護	①就学援助申請書(兼委任状)	各学校又は教育委員会にてお取りください。ホームページからもダウンロード可能です。
	②住民票謄本(特別) ※申請書の同意欄に住民基本台帳の確認を同意いただく場合は省略できます	嘉手納町役場 1 階町民保険課にて発行しています。
	③令和4年度所得・課税証明書 ※令和4年1月1日に嘉手納町にお住まいで、申請書の同意欄に所得情報等の確認を同意いただく場合は省略できます	※生計同一者全員分が必要です。 同一世帯の方(住民票が同じ)は全員、別世帯でも生計が同一の方は全員必要です。
	④児童扶養手当受給者証(写し) ※児童扶養手当を申請中等の理由で添付できない状況がある場合は、教育委員会へお問い合わせください	※受給している方は全員ご提出ください。 また、申請書の受給状況確認欄に同意しない場合は受給資格状況に変更がないか、追加の資料を要求する場合があります。

※所得申告をしていない方は、審査ができず否認定となりますのでご注意ください

※兄弟がいる場合は、最上位の学年の児童生徒にまとめて提出いただいても問題ありません

### 書類配布・申請期間等

〈書類配布〉令和4年12月19日(月)から

〈配布場所・提出先〉嘉手納町教育委員会教育指導課(役場3階)又は町立小・中学校(在学の場合)

対象学年	申請期間 ※厳守※	申請結果の通知
新小学1年生 新中学1年生	入学前支給対応期間 令和5年1月16日(月)～令和5年2月10日(金)	令和5年3月頃
新小学2～6年生 新中学2～3年生	令和5年1月16日(月)～令和5年3月24日(金)	令和5年4月頃

※新1年生については、上記の期間で申請していただければ、令和5年3月中旬頃に新入学用品費を支給します

※申請期間を過ぎても申請は可能ですが、援助費が一部減額になる場合や入学前の支給ができない場合があります

お問い合わせ 教育委員会 教育指導課 TEL: 956-1111 (内線269)

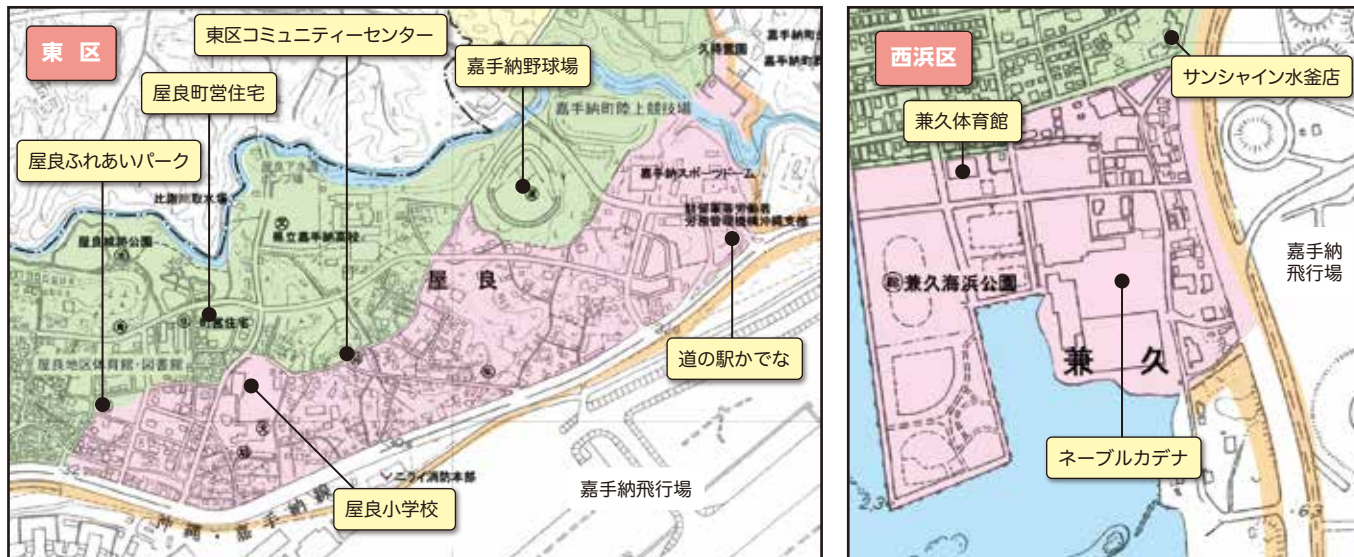
## 第二種区域防音住宅空調機器稼働費補助金についてのお知らせ

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第5条に規定する第二種区域に居住する世帯のうち、国の助成を受けて防音工事を実施した住宅に居住する世帯を対象に、空調機器の稼働費を補助する事業が令和4年度よりスタートします。

### 第二種区域とは？

航空機からの離陸、着陸等の騒音による障害が特に著しいと認めて国が指定した区域で、本町では東区の一部及び西浜区の一部が第二種区域に該当しております。詳しくは下記の地図をご覧ください。

第二種区域地図 **ピンク色**の区域が第二種区域となっております。



※居住する住宅の所在地が第二種区域に該当するか確認したい方は、ご本人確認が出来る身分証等を持参の上、沖縄防衛局住宅防音課にてご確認ください

### 対象世帯(令和4年度の場合)

以下の全ての条件を満たす世帯が補助金の支給対象となります。ただし、同様の趣旨の別の補助金の対象となる場合、本補助金の対象外となることがあります。

- ① 令和4年2月1日から3月31日までの期間(以下、中間期)※1において、引き続き町内の第二種区域内に所在する国の助成を受けて防音工事を実施した住宅(以下、補助対象住宅)に居住していた世帯
- ② 令和4年5月1日～11月30日までの期間(以下、補助対象期間)※2において、補助対象住宅に居住したことがある世帯
- ③ 令和3年12月1日から交付申込みの日まで引き続き町内に住所を有する世帯
- ④ 町税等を滞納していない世帯

### 補助金額(令和4年度の場合)

補助金額は、次の方法により算出します。

- ① ※1 中間期の各月の電気料金の平均額を算出する
- ② ※2 補助対象期間の各月の電気料金から、それぞれ①の金額を差し引いた額を合算する
- ③ ②で算出した額を補助金額とする。ただし、その金額が1万円を上回っている場合は、補助金額を1万円とする

※補助対象期間中に、補助対象でない住宅に居住していた期間がある場合や、国の助成を受けて太陽光発電システムを設置している住宅に居住していた期間がある場合は、その日数に応じて補助金額が減額されます

### 補助金受給までの流れ(令和4年度の場合)

- ① 令和4年12月15日～令和5年1月16日 交付申込書に必要書類を添えて基地渉外課へ提出する
  - ② 令和5年2月下旬頃 基地渉外課から交付内定通知を受け取る
  - ③ 令和5年2月下旬～3月中旬頃 交付申請書を基地渉外課に提出する
  - ④ 令和5年3月下旬頃 基地渉外課から交付決定通知が送付され、指定の口座に補助金が支給される
- ※交付申込書等の様式は町ホームページよりダウンロードまたは基地渉外課窓口でお受け取りください

※交付申込みにあたっては、令和4年3月及び4月支払い分(2月及び3月使用分)、6月～12月支払い分(5月～11月使用分)の電気料金の支払いにかかる領収書が必要となります。領収書がない場合は、ご契約の電力会社にお問い合わせのうえ、対象期間の電気料金の支払い金額が確認できる書類(支払証明書等)を取得してご提出ください

お問い合わせ 基地渉外課 基地渉外係 TEL: 956-1111 (内線242・241)



### 第三保育所の新名称を募集します

嘉手納町では、現在、第三保育所の建替えに伴う建設工事を進めています。新しい施設が町民から親しまれ、愛着が持てる施設名称となるよう、新しい名称を広く町民や卒園生等から募集します。

**募集期間** 令和4年11月7日(月)～12月16日(金)

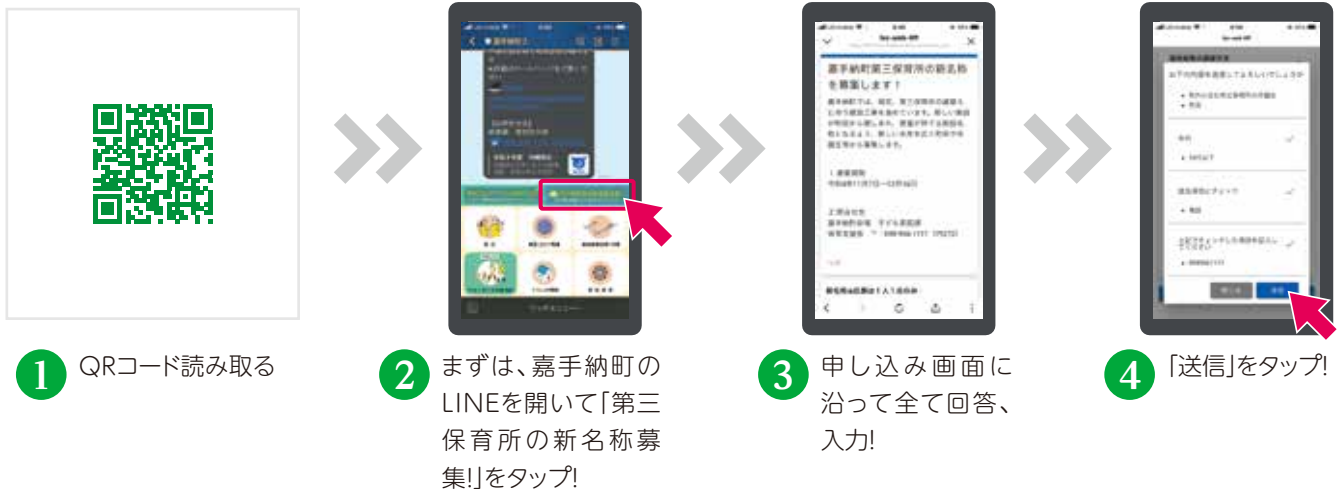
**応募方法** 次の①～②いずれかの方法でご応募ください。

- ① 嘉手納町役場エントランスホール設置の応募用紙を応募箱に投函してください
- ② 右記の QR コード読み取って、町ホームページからご応募ください
- ③ 下の QR コード読み取って嘉手納町 LINE 公式アカウントからご応募ください。



嘉手納町 HP

### LINE からお申し込みの流れ



**記念品等** 採用案を応募された方へ、賞状及び記念品(1万円相当の品)を授与します。  
※選定された名称に複数の応募者がある場合は、記念品の1人あたりの金額は按分されます

**お問い合わせ** 子ども家庭課 保育支援係 TEL：956-1111 (内線272)

### 「認知症サポーター養成講座」のご案内

認知症サポーターとは認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かい目で見守る応援者のことです。(認知症の方の介護などに直接従事して頂くわけではありません。) 嘉手納町では、認知症サポーターを地域に増やし「認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を推進することを目的として「認知症サポーター養成講座」をキャラバンメイトと呼ばれるボランティア講師と協働して実施しています。認知症に関心のある方ならどなたでも無料で受講可能です。ぜひご利用ください。

**内容** 認知症の基礎知識、認知症の方への対応など

**対象** 認知症について知りたいグループならどなたでも可  
(概ね10名程度の団体。※人数については、相談可)

**講師** 認知症キャラバン・メイト

**時間** 60～90分

**受講方法** ご希望の日時・場所へ講師を派遣(無料)します。講座開催希望日の1ヵ月前までに  
嘉手納町地域包括支援センター(TEL：956-0849)までご連絡ください

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、三密(換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面)に配慮した上で講座を実施します。なお、感染拡大状況に応じて延期または中止する場合がございますので、ご了承ください

**お問い合わせ** 地域包括支援センター TEL：956-0849

## 令和5年度嘉手納町会計年度任用職員の募集について

嘉手納町では、令和5年度会計年度任用職員の募集を次のとおり実施いたします。

### 1 登録申請に必要な書類及び登録方法

次の書類を嘉手納町役場総務課まで持参または郵送で提出してください。

①申請用履歴書(嘉手納町ホームページからダウンロード又は嘉手納町役場総務課に準備しています。)…写真(4cm×3cm)貼付

②資格を証明する書類の写し(資格を要する職種の場合:保健師、社会福祉士、栄養士、保育士、幼稚園教諭、図書館司書等)

※募集をしても任用(採用)されない場合があります。その際は連絡いたしませんので、ご了承ください。また、提出された履歴書等は、返却いたしません。本人が直接受取りに来庁する場合は返却いたします

### 2 申請受付期間

令和4年12月12日(月)～令和5年3月10日(金) 郵送の場合当日消印有効

※受付期間を過ぎても申請は可能です。

※受付時間:午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)土・日及び祝日を除く

### 3 有効期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※就職等により任用(採用)を希望しない場合は、総務課人事係へご連絡ください

### 4 選考(採用)方法

任用(採用)の必要が生じた場合に、申請されている方の中から、書類審査及び面接審査等を行い、各担当課が選考します。

※面接や任用(採用)等の連絡は各担当課が行います

### 5 任用期間、待遇及び条件等

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの必要とする期間。

※嘉手納町会計年度任用職員の給与等に関する条例・規則、嘉手納町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則、及び嘉手納町会計年度任用職員の任用等に関する規程等に基づく。勤務条件は、配属される課及び業務により異なります

### 6 募集職種

県内に住所を有し、かつ、通勤が可能な方に限ります。

① 一般事務職	⑬ 学校用務員	⑳ 保育看護師
② 納税指導員(国保・町税等)	⑭ 学校図書館司書	㉑ 管理栄養士(栄養士)
③ 診療報酬明細書点検事務	⑮ 学校パソコン指導員	㉒ 社会福祉士
④ 手話通訳者	⑯ 教育相談員	㉓ 児童家庭相談員
⑤ 土木技術業務	⑰ 適応指導教室指導員	㉔ 子ども支援コーディネーター
⑥ 建築技術業務	⑱ 英語指導員	㉕ 精神保健福祉士
⑦ 保育士	㉘ 学習支援員	㉖ 介護支援専門員
⑧ 放課後児童支援員	㉙ 英会話指導員	㉗ 主任介護支援専門員
⑨ 放課後児童クラブ補助員	㉚ 生徒指導支援員	㉘ 公認心理士・臨床心理士等
⑩ 幼稚園教諭	㉛ マイクロバス運転手(教育委員会)	㉙ 国民健康保険指導員(健康指導)
⑪ 幼稚園特別支援員	㉜ プール管理人	㉚ 図書館司書業務
⑫ 幼稚園補助員	㉝ プール監視員	㉛ 図書館業務補助員
⑬ 学童バス送迎業務	㉞ 除草作業員	㉜ 社会教育指導員
⑭ 教育サポーター	㉟ 道路・公園の清掃員	㉝ 町史文化財業務
⑮ 学校事務員	㊱ 保健師・正(准)看護師	㉞ 町長専用車運転手
		㊲ 町長及び副町長秘書

お問い合わせ 総務課 人事係 TEL: 956-1111 (内線221・222)

## ■ パソコン初心者講座～パソコンを基礎から学ぼう～

- 平日の部 令和4年12月19日(月)～20日(火) 午後6時～午後9時 ※2日間に渡って開催
- 土日の部 令和4年12月24日(土)～25日(日) 午前10時～午後1時 ※2日間に渡って開催  
※平日の部も、土日の部も講座内容は同じです
- 定員 10名 受講料 無料 テキスト代 500円
- 場所 嘉手納町マルチメディアセンター(3階研修室)
- お問い合わせ・申し込み マルチメディアセンター管理事務所 TEL.956-1140



## ■ 自衛官募集のご案内

種 目	受 験 資 格	受 付 期 間
自衛官候補生(男子・女子)	18歳以上 33歳未満	通年実施
陸上自衛隊高等 工科学校生徒	一般 男子で中卒(見込含む)17歳未満	令和4年10月1日～ 令和5年1月6日

受験資格、受付期間、試験日等、詳しくは募集要項をご覧ください。

お問い合わせ 自衛隊沖縄地方協力本部 沖縄募集案内所 TEL: 098-937-1608

その他

## ■ 嘉手納町生活支援商品券の使用期限について

- 「嘉手納町生活支援商品券配布事業」における商品券の使用期限が令和4年12月31日(土)までとなっております。
- ※使用期限が過ぎた商品券はご使用いただけませんのでご注意ください。また、使用されなかった商品券の払い戻しはできませんので、必ず期限内でのご使用をお願いいたします
- ※商品券の支払いによるお釣りはできませんのでご注意ください。なお、商品券の受け取りがまだの方はお問い合わせまで
- お問い合わせ 産業環境課 商工振興係 TEL.956-1111 (内線325・326)

## ■ 令和5年 新春町民のつどい 開催中止

新春を迎えるにあたり、町民の方々が一堂につどい、日頃の活動の成果や新年の抱負について語り合うことで、融和並びにご健勝、さらに町の発展を祈願することを目的に毎年開催しております「新春町民のつどい」につきまして、令和5年1月6日金曜日に開催を予定していましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、いわゆる3密の回避が困難であること等を踏まえ、実行委員会において中止することに決定しましたのでお知らせします。

お問い合わせ 総務課 行政係 TEL: 956-1111 (内線227)



## ピヨピヨ写真館



お名前 なか やま みなと 中山 湊翔  
 生年月日 令和4年3月4日生  
 パパ れいじ 励治 ママ りの 莉乃

一言どうぞ!! いつも笑顔の湊翔く～ん!  
たくさん笑って楽しく過ごそうね♪



お名前 つ は こ かず は 津波古 千華  
 生年月日 令和4年3月15日生  
 パパ せい や 誠也 ママ せい こ 聖子

一言どうぞ!! かずはの笑顔が心の癒し♡  
大好きだよー\('ω')/

## ■ 選挙に関するお知らせ 直近の選挙について

嘉手納町長選挙 **告示日** 令和5年1月31日(火) **選挙期日** 令和5年2月5日(日)

- 立候補を予定されている方への事務説明会  
令和4年12月22日(木) 午後3時 嘉手納町役場 2階 庁議室
- 投票所入場整理券について  
投票所入場整理券は、選挙の告示日または公示日から数日以内に届きます。投票日の直前になっても届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。
- 入場整理券が届かない理由として考えられるケース
  - ・配達が遅れている(同一世帯でも遅れる場合があります)
  - ・選挙人名簿に登録されていない(嘉手納町に居住して3か月未満)
  - ・住民票の更新がなされていない(町内での引っ越し等)
  - ・宛名不明により選挙管理委員会に戻ってきている
- 入場整理券が届いていない場合の投票について  
本人が確認できる免許証や保険証等を持参し、下記投票所におこしください。
  - ・選挙期日になっても入場整理券が届いていない場合 → 行政区指定の投票所
  - ・入場整理券が届く前に期日前投票を行う場合 → 期日前投票所(町役場)選挙人名簿の登録が確認できましたら投票をすることができます。



**お問い合わせ** 嘉手納町選挙管理委員会 TEL: 956-1111 (内線167)

## ■ 年末年始の休業について 上下水道課からのお知らせ

嘉手納町上下水道課の年末年始の業務につきましては、下記のとおりとさせていただきます。期間中は、利用者の皆様にはご不便をおかけ致しますがご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

**休業期間** 令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)

※年末年始に新規で水道を使用されたい場合は、必ず12月28日午後5時までに、嘉手納町役場 上下水道課・窓口にて給水の申込みをしてください

**お問い合わせ** 上下水道課 水道業務係 TEL: 956-4439

## ■ 嘉手納町給水装置工事事業者の指定について 上下水道課からのお知らせ

嘉手納町給水装置工事事業者に、下記の事業者が追加されましたのでお知らせいたします。

**会社名** 沖ライフ水道 **所在地** 宜野湾市野嵩一丁目6番2号 TRM 3-B

**T E L** 098-892-5552

**お問い合わせ** 上下水道課 水道施設係 TEL: 956-1111 (内線: 174・175)

指名手配被疑者の発見・検挙にご協力を  
～悪を決して許さない! あなたの通報が検挙につながる～

**お問い合わせ** 嘉手納警察署 TEL: 956-0110



詳しくは  
こちら >>>



ご寄附ありがとうございました

社会福祉協議会への寄附について

<嘉手納町字水釜> 前川 祐伸様より

(故子)前川 洋平 様の  
香典返しとして

100,000円  
(令和4年10月18日)

## ■ 農業者年金制度のポイント 安心の制度設計、税制面に大きな優遇

### ○農業者年金の6つのポイント

- ①農業者なら広く加入できます
- ②積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です
- ③保険料額は千円単位で自由(月額2万円～6万円7千円)に決められます  
※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円～。
- ④終身年金で、80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ支給されます
- ⑤税制面で大きな優遇措置があります
- ⑥一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)があります



お問い合わせ・ご相談 産業環境課 農林水産係 TEL: 956-1111 (内線322)  
JAおきなわ 嘉手納支店 TEL: 956-1133

## ■ 「障害者虐待防止法」を知っていますか? ～知って・気づいて・防ごう障害者虐待～

### ○障害者虐待防止法とは?

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされるのを防ぐための法律です。

### ○対象者は?

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の障害や社会的障壁により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方が対象です。障害者手帳を取得していない方や、18歳未満の方も含まれます。



### ○こんなことが虐待に!

- ・身体的虐待 …… 暴力を加えたり、正当な理由なく身動きが取れない状態にすること
- ・心理的虐待 …… 侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で精神的苦痛を与えること
- ・放棄・放任(ネグレクト) …… 食事や入浴、洗濯、排泄などの世話をせず、心身を衰弱させること
- ・経済的虐待 …… 本人の同意無しに財産や年金、賃金等を使ったり、正当な理由なくお金を与えないこと
- ・性的虐待 …… 無理やり(または同意を見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること

### ○「虐待かもしれない」「誰かに聞いてほしい」と思ったら…

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見したら速やかに担当窓口に通報することが義務付けられています。虐待を見かけたり、聞いたりしたとき、また虐待のことで悩んだ時には、迷わずご相談ください。なお、相談・通報した人の情報は守られますので、安心してご相談ください。

虐待に関する相談窓口 福祉課 障害福祉係 TEL: 956-1111 (内線277・189)  
メール shogaifukushi@town.kadena.okinawa.jp

広告

弁護士による相続無料法律相談会  
遺言・家族信託・相続登記・遺産分割・遺留分  
**土曜無料相談会開催中!!**

弁護士法人  
**琉球法律事務所**  
RYUKYU LAW FIRM, LPC.

FOREST MARKET ライカム 北中城村字ライカム403番地 2F

沖縄県弁護士会所属 代表弁護士 久保 以明 (会員番号: 29685)

完全予約制

無料法律相談会のご予約 >> **0120-927-122** 受付時間 10:00~17:00

ホッと暮らしぶくり

# 比謝川ガス

[本社] 〒904-0313 沖縄県読谷村字大湾531-11  
TEL.098-956-1515 FAX.098-956-2110

[嘉手納支店] 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納 37-6  
TEL.098-957-2422

[www.hijagawagas.co.jp](http://www.hijagawagas.co.jp)



クリスマスイベント  
始まるよ～

Merry X'mas

クリスマスおはなし会を開催します。  
親子読書サークル“かでな”による  
お楽しみ盛りだくさんの  
おはなし会です☆

日時：12月3日(土) 11:00～

X'masをイメージした  
せっけん  
石鹸を作ろう



日時：12月24日(土)  
時間：10:00～(5名)、11:00～(5名)  
講師：松田和子氏(アロマセラピスト)  
対象：4歳児～中学生程度  
料金：100円(町民限定)  
場所：嘉手納町立図書館子育て広場  
申込は電話かカウンターにて

<図書館 開館時間>

火～金:午前9時～午後8時 土・日:午前10時～午後6時

<12月の休館日>

毎月曜日・館内整理日(12/22)・年末休み(12/29・12/30・12/31)

※年明けは1/4(水)から通常開館します。

来年もよろしくお願いたします。<( )>

お問い合わせ 嘉手納町立図書館 TEL:957-2470



トレーニングルーム・マシン紹介

エアロバイク 第7弾

エアロバイクは有酸素運動で酸素を取り入れながら、脂肪をエネルギーとして燃焼させる効果があります。ダイエットはもちろん、体力アップや代謝の向上、血行促進などの効果も得られます。また、ヒップから太もも、ふくらはぎにかけて、適度に筋肉を刺激して、すっきりと細く引き締め、足をリズムよく動かし続けることで、むくみも解消され、美しい下半身を目指せます(^^♪体力に自信がない方でも、背もたれ付のバイクもありますのでぜひご利用ください(^^)



けんどう通信

10月お知らせ

日曜開催!! サンデーキッズスイミング

生徒募集!!

平日に行われている子どもスイミング教室とは違う、当日券制のスイミング教室です!水なれ・ビート板キック・クロールを中心としたスイミング入門クラスです。

対象:4～12歳

- 水なれクラス→顔付け、呼吸法、けのびなど
  - 超初級クラス→水なれ、キック、クロールなど
- 定員各クラス5名 水なれ10:30～  
超初級11:40～ 受講料 1,100円
- 申し込みは6日前の月曜日から  
受付可能です。(電話受付可)



12月クリスマスイベント開催  
大抽選会やゲームを開催いたします♪  
※内容が変更になる場合があります

☆年末年始の休館のおしらせ☆  
休館日:12月28日～1月4日  
※12月の営業は27日までとなっております。  
お間違えのないようお願いします。

営業時間

平日 9時半～18時  
土日祝 10時半～18時

お問い合わせ 嘉手納町健康増進センター TEL: 956-1230



町長日誌

令和四年十月十一日～十一月十日

十月

十一月十日 管理職会議

十一月九日 第53回中部地区老人クラブ大会

十一月八日 令和4年度ゆがふう塾 最終報告会 基調講演

十一月七日 全国地域安全運動に伴う「パークゴルフ大会」

十一月六日 庁議

十一月五日 委嘱状交付

十一月四日 (指定管理者候補者選定委員会)

十一月三日 定期要請(沖縄県)

十一月二日 嘉手納基地に関する諸問題に

ついて「防錆整備格納庫移設計画について」

美ら島おきなわ文化祭2022 開会式

管理職会議

人権の花植え付け式

全国介護保険広域化推進会議(東京)

代表幹事会・役員会

総会

十一月二十八日 中部市町村会 正副会長会

十一月二十七日 比謝川行政事務組合10月定例会

十一月二十六日 沖縄県議会(ハワイ州知事スピーチ)

十一月二十五日 第7回世界のウチナーンチュ大会 開会式

十一月二十四日 30周年記念式典

十一月二十三日 世界のカタナアンチュ歓迎の夕べ

十一月二十二日 第7回世界のウチナーンチュ大会 閉会式

十一月二十一日 はいさい! いちやりば祭

十一月二十日 庁議

十一月十九日 アロハパーティー

十一月十八日 中部衛生施設組合 11月定例会

十一月十七日 中部市町村会 定例会

十一月十六日 中部広域市町村圏事務組合 第3回理事會

十一月十五日 学校訪問(嘉小)

十一月十四日 学校訪問(嘉中・屋長小)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため各行事は延期または中止する可能性がありますのでご了承ください。

# 町民カレンダー

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

令和5年 1月

日	曜日	行事名	開催時間	開催場所
1	日	元日		
2	月	年始休暇		
3	火	年始休暇		
4	水			
5	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
6	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
7	土			
8	日	はたちの集い(旧：成人式)	午後2時	かでな文化センター
9	月	成人の日		
10	火	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
11	水			
12	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		ニコニコ歯科健診	受付:午後1時～2時	総合福祉センター3階(変更の可能性有)
13	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		1歳6か月児健診	受付:午後1時～2時	総合福祉センター3階(変更の可能性有)
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
18	水			
19	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
20	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		行政相談	午後2時～4時	総合福祉センター4階
21	土			
22	日			
23	月			
24	火	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
25	水			
26	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
27	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
28	土			
29	日			
30	月			
31	火	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室

- 嘉手納町役場  
☎ 956-1111
- 社会福祉協議会  
☎ 956-1177
- 嘉手納町中央公民館  
☎ 956-4142
- 嘉手納町立図書館  
☎ 957-2470
- 嘉手納町商工会  
☎ 956-2810
- かでな未来館  
☎ 956-2213
- かでな振興(株)  
☎ 957-1414
- 比謝川自然体験センター  
☎ 989-4222
- 嘉手納警察署  
☎ 956-0110
- ニライ消防本部  
☎ 956-9914
- 環境美化センター  
☎ 982-8221
- 東区  
☎ 956-3179
- 中央区  
☎ 956-6223
- 北区  
☎ 956-3928
- 南区  
☎ 956-4688
- 西区  
☎ 956-4544
- 西浜区  
☎ 956-4541
- 夜間・休日高齢者  
相談窓口(比謝川の里)  
☎ 957-3000

平日夜間:午後5時15分以降  
休日(土、日、祝日):24時間対応

- 屋良小学校  
☎ 956-2214
- 嘉手納小学校  
☎ 956-2264
- 嘉手納中学校  
☎ 956-2263
- 嘉手納高等学校  
☎ 956-3336

**基地被害に関する苦情は電話及びLINEで受け付けています。**

**電話 ☎0800-200-4665 ※通話料無料。音声ガイドにて24時間対応。**

**LINE 嘉手納町公式LINEアカウント → 基地被害苦情110番**

2023  
令和5年

# 1月中央公民館講座

## 全6回 中医学健康教室

～逆さ仏をなくし、長寿県沖縄をとりもどそう～

日時 1月10日～2月14日 毎週火曜  
10:00～12:00

講師: 長嶺 荒人氏  
(NPO がんじゅうふあみりー代表)

定員: 10名

テキスト代: 500円 ※持っている方は不要!

場所: 嘉手納町中央公民館 研修室  
(ロータリープラザ2F)

カルテで体質が分かります。



月経痛 血氣 食欲不振  
疲労 熱津 下痢  
肩こり  
手足の冷え



芍薬  
(シャクヤク)



葛根  
(カクコン)



竜骨  
(リウキョウ)



麻黄  
(マオウ)

あなたは  
何タイプ?



## 全2回 コーヒー焙煎講座

～ご家庭で手軽にできる焙煎を学び、コーヒーについて深く知ろう～

日時 1月11日、18日 水曜日  
13:00～15:00

講師: 仲宗根 毅氏 (優暖コーポレーション代表)

定員: 10名

材料代: 1,000円

場所: 嘉手納町中央公民館 調理室  
(ロータリープラザ5F)



## 全4回 YogaらNight

～心・身体・呼吸を結んで、自分自身を整えよう～

日時 1月12日～2月2日 毎週木曜  
19:00～21:00

講師: 小川 尚子氏  
(日本総合ヨガ普及協会 認定指導師)

定員: 10名

場所: 嘉手納町中央公民館 和室  
(ロータリープラザ2F)



身体が硬い方や運動不足の方  
とあなたでも参加しやすい!!

申込み 嘉手納町中央公民館 (ロータリープラザ2F)

対象: 一般成人(町民及び町内在職者) 受講料: 無料 ※筆記用具はご持参ください。

受付期間: 令和4年12月14日(水)～27日(火)〈土・日・祝日除く〉 午前8時半～午後5時(正午～午後1時除く)

申込先: TEL.956-4142 ※キャンセルさせる場合は、講座開始3日前までにご連絡をお願いいたします。

※講座中に撮影した画像等は、嘉手納町広報活動(広報紙、報告書、展示会等)に使用いたします。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては延期、もしくは中止する場合がございます。